

第15期町田市議会改革調査特別委員会調査報告書

本委員会は、付議された事件についての調査を、下記のとおり報告する。

記

- 1 付議事件 政務活動費に関する事項
- 2 調査目的 町田市議会は、より開かれた議会を目指し、政務活動費のさらなる透明性 を確保するため「第15期町田市議会改革調査特別委員会」を設置する。

3 委員会の開催状況

タリエい	リ田小い							
年	月日	概	要					
平成 27 年	3. 27	1 町田市議会は、	より開かれた議会を目指し、政務活動費の					
(2015)		さらなる透明性を	確保するため、委員9名をもって構成する					
		本特別委員会が設	置され、委員の選任を行う。					
		委員	池川友一 木目田英男 わたべ真実					
			戸塚正人 おく栄一 三遊亭らん丈					
			吉田つとむ 川畑一隆 熊沢あやり					
		2 正副委員長の互	選を行う。					
		委 員 長	熊沢あやり					
		副委員長 戸塚正人						
	4. 23	議題 1. 委員会の	運営について					
		2. 付議事件	政務活動費に関する事項					
		3. 今後の予	定について					
	5. 26	議題 1. 付議事件	政務活動費に関する事項					
		・政務活動	費使途基準の運用指針について					
	6. 2	議題 1. 付議事件	政務活動費に関する事項					
		・政務活動	費使途基準の運用指針について					
	6. 12	議題 1. 付議事件	政務活動費に関する事項					
		• 政務活動	費使途基準の運用指針について					
	6.24	議題 1. 付議事件	政務活動費に関する事項					
		• 政務活動	費使途基準の運用指針について					

年	月日		概		要
平成 27 年	7. 17	議題	1. 付議事件	政務活動費に	関する事項
(2015)			• 政務活動	費使途基準の運用	用指針について
			• 政務活動	貴のインターネッ	ット公開について
	8. 20	議題	1. 付議事件	政務活動費に	関する事項
			• 政務活動第	費使途基準の運用	用指針について
			• 政務活動第	費のインターネッ	ット公開について
	8. 27	議題	1. 付議事件	政務活動費に	関する事項
			• 政務活動	費使途基準の運用	用指針について
	10. 5	議題	1. 付議事件	政務活動費に	関する事項
			• 政務活動	費使途基準の運用	用指針について
	10. 26	議題	1. 付議事件	政務活動費に	関する事項
			• 政務活動	費使途基準の運用	用指針について
			• 政務活動	費のインターネッ	ット公開について
	11. 20	議題	1. 付議事件	政務活動費に	関する事項
			• 政務活動	費使途基準の運用	用指針について
			• 政務活動	費の交付に関する	る条例について
			• 政務活動	費の交付に関する	る条例施行規則について
	12. 1	議題	1. 付議事件	政務活動費に	関する事項
			• 政務活動	費使途基準の運用	用指針について
			• 政務活動領	費の交付に関する	る条例について
			• 政務活動第	費の交付に関する	る条例施行規則について
			• 政務活動第	費のインターネッ	ット公開について

4 調査の経過

本委員会は、より開かれた議会を目指し、政務活動費のさらなる透明性を確保するため、平成27年(2015年)3月27日に設置され、以降、12回の委員会を開催し、調査、検討を重ねてきた。

5 調査の結果

平成27年(2015年)12月1日の委員会において、下記のとおり、「町田市議会政務活動費使途基準の運用指針」の見直しを、「町田市議会政務活動費の交付に関する条例」及び、「町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」の一部改正を、議論の末、全員一致をもって決定した。

また、平成27年度分以降の政務活動費の使途に関わる領収書等をインターネットで公開することを、議論の末、全員一致をもって決定した。

町田市議会政務活動費使途基準の運用指針

この運用指針は、町田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年3月町田市条例第17号)及び町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年3月町田市規則第9号)の定めに基づき、各会派の政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1. 使途基準の留意事項

項目	内 容	例 示	留意事項
	会派の行う政務活動を補助する職員 を雇用する経費	給料、賃金、交通 費、諸手当等	(1) 政務活動を補助する職員は、次のとおりとする。(ア) 会派室において事務に従事する者。(イ) 会派室において政策立案等を補助する者。
人件費			(2) 日額、月額、時間単価・雇用期間、日数、仕事内容を別紙1「臨時職員雇用報告書」に記入して提出するものとする。なお、支払証明書又は源泉徴収票を発行するものとし、写しを収支報告書に添付する。
			(3) 人件費にかかる交通費は実費とする。なお、その上限額は「町田市臨時職員に関する規則」に基づく単価を準用する。
			(4) 雇用賃金は「町田市臨時職員に 関する規則に基づく臨時職員の賃 金単価」を参考に適正な金額を支 給するものとする。
			(5) 家族・親族の雇用にかかる経費は 支出できないものとする。

項目	内 容	例	示		留意事項																					
	会派の行う調査 究活動及び情報 集等のために要 る経費	限収 賃、航き 要す 代、タク	(鉄道賃、船 空賃、バス シー代)、宿 負担金等、	(1)	管外視察の交通費は実費とし、経済性、効率性(金銭的、時間的)を 考慮するものとする。																					
	3 /庄泉	車借上 (ガソリン	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、		(ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	:料、燃料費 ン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	(ガソリン・軽油代)、	(ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	車借上料、燃料費 (ガソリン・軽油代)、	(2)	日当については支出しないものとする。
	駐車場化	代等	(3)	宿泊料は実費とし、町田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額を限度とする。なお、食事代こみで料金が設定されている場合は、宿泊料のみの実費を把握することが困難なため、宿泊料に食事代を含むものとする。																						
	調査活動費			(4)	管外視察等は、予め別紙2「視察の実施について」を提出し、視察後30日以内に別紙3「視察報告書」を議長に提出する。																					
調査活動費				(5)	個人視察の場合は、議員個人名により会派視察と同様に別紙4「視察の実施について」、別紙5「視察報告書」を議長に提出する。																					
				(6)	海外視察を実施する場合の届出 等は管外視察と同じ扱いとする。																					
				(7)	国家公務員等の旅費に関する法律中、内閣総理大臣等その他の者の相当額 (ア)日当については支出しないも																					
					のとする。 (イ) 宿泊料は実費とし、上記法律に基づき算定した額を限度とする。なお、食事代こみで料金が設定されている場合は、宿泊料のみの実費を把握することが困難なため、宿泊料に食事代を含むものとする。																					
				(8)	町田市長等の給与に関する条例 別表第3食卓料は、船賃及び航 空賃のほかに食費を要する場合に 限り支給する。																					

項目	内	容	例	示	留意事項
	究活動及	う調査研び情報収めに要す	交賃(労 賃、タクシ 泊費、 注費 上料	賃、バス 一代)、宿 担金等、	(9) 自家用車の燃料費は、14万4千円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものとする。
			(ガソリン・! 有料道路 駐車場代等	軽油代)、 通行料、	(10) 燃料費に洗車料、ワックス、メンテ ナンス費用は含まないものとする。
					(11) 交通費は原則として、領収書を徴収する。鉄道、バスで領収書の徴収が困難な場合は、「交通費支払証明書(第9号の2様式)」を添付するものとする。
3m+V31 #					(12) Suicaカード・PASMOカードは履 歴印字で打ち出した紙を添付する ものとする。
調査活動費					(13) 自動車借り上げ料については、バス、レンタカーの利用料とし、領収書に利用期間、行き先、目的を記載するものとする。
				(14) 駐車場代の支出にあたっては、領 収書に使用目的(会議、会合、現 地調査等)を簡潔に記入するもの とする。	
					(15) ETCを利用した場合は、料金の確認ができる明細書を添付するものとする。
					(16) タクシー代及び有料道路通行料の 支出にあたっては、領収書に目的 等を簡潔に記入するものとする。

項目	内	容	例	示		留意事項
	会派がする異な経費が開催する	ために必、他団体	料、講師席者負	器材借上 制金、出 担金、会 ł代、調査	(1)	政策立案等のためのコンサルタント委託経費及び条例研究等のための顧問弁護士費用等とする。
	会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う政務活動のための調査委託に必要な経費		授業料等	(2)	コンサルタント等への調査研究委託については、領収書にあわせて、委託先、委託期間、委託金額、委託内容を別紙6「調査研究委託報告書」に記入して提出し、成果物については会派で保管するものとする。	
					(3)	研修費は、会派が研修会等を開催するためにかかる会場費、器材借上料、講師謝金、又は他の団体の主催する研修会、講習会等への出席者負担金とする。
研修·研究· 会議費	* * * =			(4)	会議費は、会派が調査研究を目的として開催する勉強会や意見交換会にかかる会場費、器材借上料、講師謝金とする。	
					(5)	会派が研修会等を開催したとき、 又は、他の団体が開催する研修 会、講習会等に参加したときは、 開催案内等、会議内容が確認でき る資料類を添付するものとする。
					(6)	授業料については、研究内容が市 の施策に関するもので市民に成果 を還元できるものであるものとす る。また、授業の講座名や内容の わかるものを添付する。 学位・資格が取得できるものは、 これに含めないものとする。
					(7)	宿泊を伴う研修会への参加は調査 活動費で支出するものとする。

項目	内	容	例	示		留意事項
	会派の行 究・政策が 要な資料の 要する経費	広報に必 の作成に	製本代	コピー代、 、写真代、 战委託料等		会派の印刷物は、領収書に名称、 内容、部数、単価等を記載する。 作成した資料等は、会派において 保管するものとする。
資料作成費					(3)	資料作成委託については、委託 先、委託期間、委託金額、委託内 容を別紙7「資料作成委託報告 書」に記入して提出するものとす る。
	会派の行動のためは資料の購入る経費	に必要な	購入費、 費、電子	入費、雑誌 図書購入 ・メディア購 ・子コンテン	(1)	参考図書、新聞、雑誌等定期刊行物の購入費、追録代、電子メディア・電子コンテンツ購入費等とする。
資料購入費			/ MI/ VA		(2)	書籍、雑誌、その他の資料は、名称、冊数、単価等を領収書に記載するものとする。
					(3)	政務活動に適さない図書等の購 入は不可とする。
	会派の調査動、議会活市の施策に報するため	舌動及び について 告し、広	の印刷 送料、 代、意見	及び報告書製本代、郵 財 聞 折 込 広告代、イ 、ットホーム	(1)	インターネットホームページ運営費 (作成・運用・維持・管理)は会派 所属議員1人当たり実費の2分の1 とし、年額12万円を限度額とする。
	る経費		ページ運営費等		インターネットホームページ運営費は、会派の広報活動としてホームページの作成・運用・維持・管理の際に係る一切の費用を対象とする。	
広 報 費					(3)	インターネットホームページの開設 者名は、個人名のみを不可とし、 会派名も記載するものとする。
					(4)	広報紙、報告書、意見広告の発行 者名は、個人名のみを不可とし、 会派名も記載するものとする。
					(5)	広報費で、報告書等の印刷代、郵送料(切手、はがき代等)、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。
					(6)	広報紙、報告書、意見広告の各発 行回数は、制限しない。

項目	内 容	例 示	留意事項
通信運搬費	会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する 経費	電話代、ファクシミリ代等	 (1) 通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、会派所属議員1人当たり年額24万円を限度に支出することができるものとする。 (2) インターネット回線使用料は、会派所属議員が政務活動としてインターネットを利用する際の費用(回線使用料・プロバイダ契約料など)とする。
	会派の行う政務活 動のために必要な 事務運営に要する 経費	消耗品購入費、備 品購入費、事務機 器代、複写機等リー ス代、情報機器代、 ソフトウエア代等	(1) 備品については、別紙8「政務活動費によって購入した備品の取り扱いについて」により使用・管理するものとする。
± 76 ±			(2) 備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。なお、品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする。
事務費			(3) 政務活動費により購入したOA等事務機器の補修代、リース等によるOA等事務機器の保守点検料は、支出できるものとする。
			(4) OA等事務機器の保険料は支出 できないものとする。
			(5) 消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする。
			(6) 政務活動に適さないソフトウエア等 の購入は不可とする。

2. 政務活動費として支出できない経費

1. 交際費的な経費

餞別、慶弔、寸志、病気見舞い、年賀状購入・印刷代、名刺印刷代等

- 2. 政党の活動に属する経費 党費・党大会賛助金・党大会参加費、党大会参加のための旅費等
- 3. 選挙活動に伴う経費 パンフレット・ポスター等
- 4. 食事のみに要する経費
- 5. 携帯電話の購入及び通信に係る費用のうち、2台目以降に要する経費
- 6. その他名目の如何を問わず議員個人に支給する経費

3. 定額・按分の考え方について

1. 実費弁償の原則

政務活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とする。

ただし、調査研究その他の活動のために自家用車を使用した場合の交通費(燃料代)、海外視察の際の食卓料及び通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準(定額を上限)で充当する。

2. 按分の考え方

会派(議員)の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられる。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でないと認められる場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当することが考えられる。

4. 領収書等について

- 1. 領収書のあて名は、原則として会派名とする。なお、所属議員が1人の場合には諸派とする。 ただし、領収書のあて名が所属議員である場合は所属する会派名を明記する。
- 2. ポイントが付加された領収書の取り扱いについては、付加されたポイント分を購入代金から差し引いたものとして取り扱うものとする。
- 3. 感熱紙など印字が消えやすいものの場合は、写しをとり原本に添付すること。
- 4. 口座振込により支出した場合は、領収書が発行されない場合に限り払込金受領証を添付するものとする。
- 5. クレジットカードにより支出した場合は、領収書に代え「利用控え」を添付するものとする。
- 6. 口座から、自動引き落としされている場合は、その通帳の写しを添付書類とする。

5. 施行期日

この運用指針は、平成19年10月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この運用指針は、平成28年4月1日から施行する。改正後の運用指針の規定は、平成28年4月1日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

臨時職員雇用報告書

(氏名) 被雇用者 (住所)

魯	
ح	
6	
 #	
#	
支払金額	
事	中 日 額、月 額・日
時間数又 は 田 数	時間数・日数
雇用期間	

会派用

(ET)

年 月 日

町田市議会議長

様

会 派 名 代 表 者 名

視察の実施について

このことについて、下記日程により調査研究活動のため視察を実施しますのでお届けします。

記

視察月日	年	月	日()	~	年 月	日()
視察地及び 調 査 事 項	市 調査事項 1 2	月	日()	午前午後	時	分~午前 午後	時 分
	市 調査事項 1 2	月	日()	午前午後	時	分~午前 午後	時 分
	市 調査事項 1 2	月	日()	午前午後	時	分~午前 午後	時 分
	市 調査事項 1 2	月	日()	午前午後	時	分~午前 午後	時 分

宿	日()			Tel	_	_		
宿泊連絡先	日()			Tel	_	_		
船 先	日()			Tel	_	_		
,	見察 者 氏 名							
	◎ 責 任 者							
一人业	交 通 費			円			1 人当	り 円
人当費用	宿泊料	円×	泊	円			合計	人 円

		_	
\sim	-31	₩.	Æ
73	- //	IJ۲	ж

年 月 日

町田市議会議長

様

会 派 名 代 表 者 名 [®]

調査研究活動視察報告書

下記のとおり調査研究活動のため視察を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1. 期 日 年 月 日()~ 月 日() 2. 視察先 1.
 - 2.
 - 3.
 - 4.

4. 視察項目等 別 紙

別紙	【視察区	内容及び所感】					記入者			
視 察力	地		都·道	i·府·ļ	県		_ 市·町·	村		
視察日	時	年	月	日	()	午前・午後	发	時	分~	
視察項	目									_
概	要									
所	感									

個人用 年 月 日

町田市議会議長

様

町田市議会議員

(ET)

視察の実施について

このことについて、下記日程により調査研究活動のため視察を実施しますのでお届けします。

記

視察月日	年	月	日 ()	~	年 月	日()
	市 調査事項 1 2	月	日()午前 午後		分~午前 午後	時 分
視察地及び	市 調査事項 1 2	月	日()午前 午後		分~午前 午後	時 分
調査事項	市 調査事項 1 2	月	日()午前 午後	時	分~午前 午後	時 分
	市 調査事項 1 2	月	日()午前 午後	時	分~午前 午後	時 分

宿泊連絡先	日()	Tel — — Tel — —									
先	日()	Tel — —									
費	交 通 費	P	合計								
用	宿泊料	円 × 泊 円			Р	円	円	円	円	円	円

個人用

年 月 日

町田市議会議長

様

町田市議会議員

ED

調査研究活動視察報告書

下記のとおり調査研究活動のため視察を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1. 期 日 年 月 日()~ 月 日()
- 2. 視察先 1.

2.

3.

4.

3. 視察項目等 別 紙

別紙	【視察区	内容及び所感】					記入者			
視 察力	地		都·道	i·府·ļ	県		_ 市·町·	村		
視察日	時	年	月	日	()	午前・午後	发	時	分~	
視察項	目									_
概	要									
所	感									

(氏名)

$^{+}$	
∜	Π
뜎	
H	ם
K	•
R	
Ħ	
K	
田山	5

松	
ব	
淵	
Жά	
委 託 金 額	
目	
觧	
罪	
ЖX	
	託期間 委託金額 委託 的

(氏名)

卌
扣
報
淵
罴
作成
巻を
寧
~

	松	
	ح	
(会派名:	岀	
	КK	
	容	
	徘	
	淵	
	ЖK	
	噩	
所)	洕	
(住所)	淵	
委託先	ЖX	

政務活動費によって購入した備品の取り扱いについて

1. 備品の定義

①備品は、その性質を変えることなく1年を超えて使用し、かつ保存できる物品で、原則として購入金額が3万円以上のものとする。

2. 備品の管理

- ①備品は原則として会派室に設置するものを対象とする。
- ②会派代表者は別紙9「備品管理票」を整備し、常に善良な管理をしなければならない。
- ③備品は会派に所属する議員に対して、貸出しすることができるものとする。 この場合、備品管理票により貸出し先等を明確にしておくものとする。ただ し、第三者に貸出し又は転貸することはできない。
- ④備品の使用者は、善良な注意のもとに使用し、使用中に、万一破損、紛失等があった場合は、会派代表者に報告をするものとする。
- ⑤破損、紛失等により使用不能となった備品については、会派の代表者は速や かに廃棄処分の手続きをとるものとする。

3. 備品の移動・返却

- ①議員が所属会派から離脱 (1人会派となる場合を含む) するときにおいて、 会派より借受けた備品がある場合は、返却又は継続使用について離脱前の所 属議員で協議するものとする。
- ②会派が分離・解散した場合における備品については、分離・解散前の所属議員で協議し、その備品を引継ぐことができるものとする。
- ③議員が会派を異動する場合において、会派より借受けている備品があるときは、借受け先会派の承認を受けて、新しく所属する会派に引継ぐことができるものとする。
- ④議員が辞職する場合において、所属会派より借受けている備品があるときは、 速やかに会派代表者に返却するものとする。

備品管理票

			返却の確認	日付							В В				
会派室	備品番号		返却0	代表者名							年				
		No.	18		F A B	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	廃棄	(甲亩)			確認者
保管場所	年 月 日	E	返却		年	中	中	W W	中	存					
保管	\$		貸出の確認	日付								年月日	ЯВ	В В	ЯВ
類 5. その他	購入年月日	購入価格	貸田0	代表者名								引継ぎ年月日	年	申	种
事庫 4. 機械器具類			1先								代表者名	青名			
- 類 3.保管庫書庫			貸出先									代表者名			
1. 机類 2. 椅子類			目		В В	В В	В В	В	В В	В В		派名			
分類	品名	種類·規格	貸出年月日		年	中	中	サ	年	年	会派名	引継ぎ会派名			

町田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 町田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年3月町田市条例第17号) の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、 広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる 活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。) に要する経費とし、別表で定める使途基準に従って使用するものとする。

第7条第1項中「領収書」を「領収書等」に改める。

第8条中「市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等」を「政務活動」に改める。 第9条中「規則」を「町田市規則」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

政務活動費使途基準

項目	内容	例示
人件費	会派の行う政務活動を補助す	給料、賃金、交通費、諸手当等
	る職員を雇用する経費	
調査活動費	会派の行う調査研究活動及び	交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バ
	情報収集等のために要する経	ス代、タクシー代)、宿泊費、負担
	費	金等、車借上料、燃料費(ガソリン・
		軽油代)、有料道路通行料、駐車場
		代等
研修•研	会派が研修会等を開催するた	会場費、器材借上料、講師謝金、出
究・会議費	めに必要な経費、他団体が開	席者負担金、会費、資料代、調査委

	<u> </u>	
	催する研修会、講習会等への	託料、授業料等
	参加に要する経費及び会派が	
	行う政務活動のための調査委	
	託に必要な経費	
資料作成費	会派の行う調査研究・政策広	印刷費、コピー代、製本代、写真代、
	報に必要な資料の作成に要す	資料作成委託料等
	る経費	
資料購入費	会派の行う政務活動のために	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入
	必要な資料の購入に要する経	費、電子メディア購入費、電子コン
	費	テンツ購入費等
広報費	会派の調査研究活動、議会活	広報紙及び報告書の印刷製本代、郵
	動及び市の施策について市民	送料、新聞折込代、意見広告代、イ
	に報告し、広報するために要	ンターネットホームページ運営費
	する経費	等
通信運搬費	会派の行う政務活動のために	電話代、ファクシミリ代等
	必要な通信運搬に要する経費	
事務費	会派の行う政務活動のために	消耗品購入費、備品購入費、事務機
	必要な事務運営に要する経費	器代、複写機等リース代、情報機器
		代、ソフトウエア代等

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の町田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(提案理由説明)

本案は、より開かれた議会を目指し、政務活動費のさらなる透明性を確保するため、提案するものである。

改正後

改正前

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費 は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費とし、別表で定める使途基準に従って使用するものとする。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理 責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の 報告書を作成し、当該政務活動費に係る<u>領収</u> 書等を添えて議長に提出しなければならな い。

2 · 3 略

(残余金の返環)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、 町田市規則で定める。 (政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費 は、市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する経費とし、町田市規則(以下「規則」という。)で定める使途基準に従って使用するものとする。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理 責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の 報告書を作成し、当該政務活動費に係る<u>領収</u> 書を添えて議長に提出しなければならない。

2 · 3 略

(残余金の返環)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において<u>市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等</u>に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

町田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

	改正	後	改正前
別表(第5	5条関係) 助費使途基準		
<u>項目</u>	<u>内容</u>	<u>例示</u>	
人件費	会派の行う政務活動を補助する職員を雇用する経費	給料、賃金、交通費、 諸手当等	
<u>調査活</u> <u>動費</u>	会派の行う 調査研究活 動及び情報 収集等のた めに要する 経費	交通費(鉄道賃、船 賃、航空賃、バス代、 タクシー代)、宿泊 費、負担金等、車借 上料、燃料費(ガソ リン・軽油代)、有 料道路通行料、駐車 場代等	
<u>研修・</u> 研究・ 会議費	会派が係 会等を開催 するために 必要体が開催 位する研修 会、する経費 及び会派が 行うのための 調査を終め の 調査を終め で で の の の の の の の の の の の の の の の の の	会場費、器材借上料、 講師謝金、出席者負 担金、会費、資料代、 調查委託料、授業料 等	
<u>資料作</u> 成費	会派の行う 調査研究・政 策広報に必 要な資料の 作成に要す る経費	印刷費、コピー代、 製本代、写真代、資 料作成委託料等	

町田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<u>資料購</u> 入費	会派の行う <u>政務活動の</u> ために必要 な資料の購 入に要する 経費	新聞購入費、雑誌購 入費、図書購入費、 電子メディア購入 費、電子コンテンツ 購入費等			
広報費	会派の調査 研究活動、議 会活動及び 市の施策に ついて市民 に報告し、広 報するため に要する経 費	広報紙及び報告書の 印刷製本代、郵送料、 新聞折込代、意見広 告代、インターネッ トホームページ運営 費等			
<u>通信運</u> <u>搬費</u>	会派の行う <u>政務活動の</u> ために必要 な通信運搬 に要する経 費	<u>電話代、ファクシミ</u> <u>リ代等</u>			
事務費	会派の行う <u>政務活動の</u> ために必要 な事務運営 に要する経 費	消耗品購入費、備品 購入費、事務機器代、 複写機等リース代、 情報機器代、ソフト ウエア代等			

(収支報告書)

- 第7条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、町田市議会政務活動費収支報告書(第8号様式)による。
- 2 条例第7条第1項の規定により提出した収 支報告書等を修正しようとするときは、町田 市議会政務活動費収支報告書等修正届(第8 号の2様式)による。

(収支報告書の写しの送付)

第8条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(支払証明書)

第9条 条例第7条第1項の規定により収支報告書を提出する場合において、<u>領収書等</u>を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書(第9号様式)又は交通費支払証明書(第9号の2様式)で代えることができる。

(会計帳簿の保存)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(使途基準)

第7条 条例第5条の規定により規則で定める 使途基準は、別表のとおりとする。

(収支報告書)

第8条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、町田市議会政務活動費収支報告書(第8号様式)による。

(収支報告書の写しの送付)

第9条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(領収書)

第10条 条例第7条第1項の規定により収支報告書を提出する場合において、<u>領収書</u>を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書(第9号様式)で代えることができる。

(会計帳簿の保存)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

別表(第7条関係)

政務活動費使途基準

項目	<u>内容</u>	例示		
<u>人件</u> 費	会派の行う調査 研究活動を補助 する職員を雇用 する経費	給料、賃金、交通 費、諸手当等		

町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則: 改正後	改正前		
	<u>調査</u> <u>活動</u> <u>費</u>	会派の行う調査 研究活動のため に要する経費	交通費(鉄道賃、 船賃、航空賃、バス代、タクシー 代)、宿泊費、負担金等、車借上料、 燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代等
	<u>研</u> 修・研 究・会 議費	会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う調査研究のための調査委託に必要な経費	会場費、器材借上 料、講師謝金、出 席者負担金、会費、 資料代、調查委託 料、授業料等
	<u>資料</u> 作成 費	会派の行う調査 研究・政策広報 に必要な資料の 作成に要する経 費	印刷費、コピー代、 製本代、写真代、 資料作成委託料等
	<u>資料</u> <u>購入</u> 費	<u>会派の行う調査</u> 研究活動のため に必要な資料の 購入に要する経 費	新聞購入費、雑誌購入費、図書購入費、電子メディア購入費、電子コンテンツ購入費等
	<u>広報</u> 費	会派の調査研究 活動、議会活動 及び市の施策に ついて市民に報 告し、広報する ために要する経 費	広報紙及び報告書の印刷製本代、郵送料、新聞折込代、意見広告代、インターネットホームページ運営費等

町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前		
	通信 会派の行う調査 はがき代、切手代、 運搬 研究活動のため 電話代、ファクシ 費 に必要な通信運搬に要する経費		
	事務 会派の事務運営 消耗品購入費、備 費 に必要な経費 品購入費、事務機 器代、複写機等リース代等		

年 月 日

町田市議会議長

様

会 派 名

会派代表者

(FI)

経理責任者

(FI)

年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届

町田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、 年 月 日付けで提出した 年度町田市議会政務活動費収支報告書等について、下記の とおり修正します。

記

- 1 修正理由
- 2 修正書類
 - (1) 収支報告書 (2) 領収書等
- (3) その他

- 3 修正箇所及びその内容
 - (1) 収支報告書

(ア) 収入額(修正前:

円・修正後:

円)

(4) 支出額

(単位・円)

(1) 人山帜			(1, 1 · 1)	
修正項目				
修正前金額				
修正後金額				
差 額				

円·修正後支出合計額: (修正前支出合計額: 円)

(f) 残余金(修正前残余金: 円·修正後残余金: 円)

(2)領収書等

(修正箇所及びその内容)

(3) その他

(修正箇所及びその内容)

- 4 残余金
 - (1) 修正の結果生じた新たな残余は、 円であり、速やかに返還します。

(2) 残余なし

※修正内容については、提出済の収支報告書等の写しに加除を行い、訂正印を押印の 上、添付します。

交通費支払証明書(月分)

下記の金額の支払をしたことを証明します。

年 月 日

会派名 会派代表者

EI

【議員名】

月/日	目 的 ※具体的に記入してください。	区分	区間	金額
/	1 現地調査等()	1 鉄 道 2 バ ス		
	2 市民相談等 () 3 会議等 ()	2 バ ス 3 その他	~	ш
()	4 その他 ()	()		円
/	1 現地調査等() 2 市民相談等()	1 鉄 道 2 バ ス		
()	3 会議等()	3 その他	~	円
()	4 その他()	()		H
/	1 現地調査等() 2 市民相談等()	1 鉄 道 2 バ ス		
()	3 会議等 ()	3 その他	\sim	円
()	4 その他 ()	()		L1
/	1 現地調査等() 2 市民相談等()	1 鉄 道 2 バ ス		
()	3 会議等 ()	3 その他	~	円
()	4 その他 ()			1 1
/	1 現地調査等() 2 市民相談等()	1 鉄 道 2 バ ス		
()	3 会議等 ()	3 その他	~	円
	4 その他() 1 現地調査等()	() 1 鉄 道		1 3
	2 市民相談等()	1 妖 坦 2 バ ス	_	
()	3 会議等 ()	3 その他	\sim	円
	4 その他(1 現地調査等(1 鉄道		1 4
	2 市民相談等()	1 <u>奶</u> 追 2 バス		
()	3 会議等 ()	3 その他		円
	4 その他() 1 現地調査等()	1 鉄道		
	2 市民相談等 ()	2 バス	\sim	
()	3 会議等 ()	3 その他		円
	4 その他() 1 現地調査等()	1 鉄 道		
	2 市民相談等()	2 バス	\sim	
()	3 会議等 () 4 その他 ()	3 その他		円
/	1 現地調査等()	1 鉄 道		
	2 市民相談等()	2 バス	~	
()	3 会議等 () 4 その他 ()	3 その他 ()		円
/	1 現地調査等 (1 鉄 道		
	2 市民相談等()	2 バス 3 その他	~	
()	3 会議等 () 4 その他 ()	()		円
	1 現地調査等 ()	1 鉄 道		
	2 市民相談等 () 3 会議等 ()	2 バ ス 3 その他	~	
()	4 その他()			円
合計				
		L	<u> </u>	

平成27年(2015年)12月1日

第15期町田市議会改革調査特別委員長 熊沢 あやり

議長 上 野 孝 典 様